

平成26年(東)第4192号、同第4,639号、同5118号
申立人 [REDACTED] 外66名、[REDACTED] 外8名、[REDACTED]
被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

連絡書

平成29年6月9日

申立人代理人及び被申立人代理人各位

原子力損害賠償紛争解決センター
仲介委員 中野剛史
仲介委員 蓑毛誠子

標記事件について当パネルが提示した全部和解案(以下「本和解案」という。)に関して、被申立人は、平成29年5月19日付け「和解案に対する意見書(共通)」を提出し、本和解案を再考するよう求めている。

当パネルは、上記意見書の内容を検討したが、被申立人の見解を容れることはできない。平成29年2月14日の進行協議期日で説明したとおり、本和解案は、不動産価格調査書に対する指摘とともに、和解的解決を図るため、飯舘村長泥地区及び同蕨平地区の被害実態を踏まえ、本件にあらわれた一切の事情を考慮して提示したものであり、合理性を有するものと考えているので、当パネルは、被申立人に対し、本和解案の趣旨を十分に理解し、受諾するよう求める。

被申立人は、平成29年6月23日(金)までに、本和解案の諾否を回答されたい。

以上